

## 面会交流支援兼一般会員入会申込書

申込者（以下、「甲」という。）は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）に対して、以下の内容に合意し、面会交流支援（以下、本サービスという）及びびじっとの一般会員の入会を申込みます。

### 第1条 面会交流の意義

甲は、子どもの成長・発達及び人格形成に寄与するため、面会交流の実現に向けて努力するものとします。

### 第2条 びじっと利用規約及び面会交流支援利用ルールの合意

甲は、「びじっと利用規約」及び「面会交流支援利用ルール」の内容を確認のうえ合意し遵守します。

### 第3条 一般会員の入会

甲は、本サービスを受けるために、びじっと定款に規定する一般会員への入会を申し込み、ホームページ記載の年会費を納付します。

初年度は月割計算とし、面会交流支援が開始される月から納付します。一般会員の期間は入会日から1年間とします。ただし、契約期間満了1か月前までに、甲とびじっといずれからも更新拒絶の意思表示がないときは、更に1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。

### 第4条 面会交流条件の合意書等の提出

甲は、びじっとに対して、面会交流の条件の合意が成立したときは、成立を証する書面を提出します。（調停調書・審判・判決・和解調書・公正証書、離婚協議書等。）

### 第5条 個人情報の漏えい

甲は、びじっとを利用したサービスに基づき知り得た個人情報及び機密について、事前の書面（※イ）による承諾なしに第三者に漏えいしないことを約します。

（※イ）電子メール、LINE、メッセージ等による承諾を含みます。

### 第6条 個人情報利用の承諾

甲は、乙が収集した個人情報について、以下の目的のために利用することを承諾します。

- ① 面会交流支援のため
- ② 相談等のため
- ③ ADR くりあを利用する場合の情報共有のため
- ④ お知らせ・講演等のご案内のため

### 第7条 面会交流支援概要

支援提供事業者	一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター 横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル5F 代表理事 古市 理奈
提供する支援	面会交流仲介支援
利用料金等	ホームページに掲載
支払い時期および方法	指定口座へ振り込む。

年 月 日

申込者

氏名 ..... 印

住所 .....

■令和3年7月14日版